

# 事業用の建物で下水道を利用する皆様へ



下水道に接続する際には【受益者負担金】が必要です。

## ●受益者負担金額

区分	浄化槽人員	金額
事業所	10人以下	40万円
	(公共下水道区域：11人以上100人未満) (農業集落排水区域：11人以上50人未満)	浄化槽人員が10人以下の金額に浄化槽人員が1人増える毎に3万円を乗じて得た額を加算した額。

※受益者負担金額は浄化槽人員により異なります。なお、浄化槽人員は建物用途により異なります。

## 《注意事項》

- 受益者負担金は、上下水道課にて算定します。事業用建物を下水道に接続される場合は公共ますが設置されているかどうかに関わらず、受益者負担金について建物図面や建築用途等を明確にし事前に相談してください。

※建物用途がわかる提出書類例

- ・建築確認申請書類（用途及び面積がわかる部分）
- ・建物図面（使用用途及び面積がわかるもの）など

- 事業形態の変更（建物用途の変更）がある場合に受益者負担金を算定しますので建物用途変更がある場合は「下水道事業所変更届」を提出してください。

※事業用建物に関しては、受益者負担金算定には「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A3302-2000）」により浄化槽人員を算定し、その浄化槽処理対象人員に基づき受益者負担金を算定します。

- 公共汚水ますが設置されている土地、下水道に接続済の建物であっても建物用途が変更になると受益者負担金の追加徴収が発生する場合があります。
- 浄化槽人員が100人以上（農業集落排水区域は50人以上）は下水道への接続ができません。
- 下水道使用料については、定額制（受益者負担金算定時に算定した浄化槽人員に応じた金額）と従量制（下水道へ流した水量に応じた金額）が選択できます。